

新旧対照表

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第62号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
（趣旨） 第 1 条 （略） （病院の人員の基準） 第 4 条 （略） (1)～(3) （略） (4) 栄養士又は管理栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1	（趣旨） 第 1 条 この規則は、沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （病院の人員の基準） 第 4 条 条例第 5 条に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。 (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数並びに外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数を合計した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。） (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数並びに感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数を合計した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。この場合において、産婦人科又は産科にあってはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔くう外科にあってはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。 (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1 (4) 栄養士_____ 病床数100以上の病院にあっては、1

(5)～(6) (略)	(5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数
2 (略)	(6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当数
	2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。